

江戸川放水路に水面利用と河川敷利用のルールができました!!

河川敷利用ルール Rules for utilization of the riverbed

- ① ゴミは、各自、必ず持ち帰ること。
Be sure to bring back your own refuses.



- ② 他の利用者や近隣住民の迷惑になるような騒音を出さないこと。
Do not make noises that may trouble other users or local residents.



- ③ 自動車及びバイクは、周辺道路への違法駐車及び堤防上への乗入れや駐車はしないこと。
Do not park cars and motorcycles illegally on nearby roads or ride onto or park on the bank.



- ④ 釣り人は、不要な釣り糸、釣り針、餌などを捨てずに持ち帰ること。
Fishers should bring back waste fishing lines, hooks, baits, etc. without throwing them away.

- ⑤ 保全ゾーン内(水面利用の緑色区間)へは、必要以上に立ち入らないこと。
Do not enter the preservation zone exceeding the range of necessary.

- ⑥ バーベキューは、直火で絶対に行わないこと。
Never use direct fire for barbecue cooking.



- ⑦ 21時以降は、音の出る花火はしないこと。
Do not play fireworks that produce sounds after 21 o'clock.

- ⑧ 21時以降は、大きな声や大きな音を出して騒がないこと。
Do not make loud voices or sounds after 21 o'clock.

- ⑨ 犬の放し飼い及びフンの放置は、しないこと。
Do not give dogs free run or leave their excrements alone.

- ⑩ ゴルフの練習は、行わないこと。
Do not practice golf.

江戸川放水路は、首都圏の市民が身近に水に親しむことのできる貴重な空間となっており、シーズンには、水面はハゼ釣りのボート、高水敷はバーベキューを行う人など広大な河川空間は多様な利用が行われています。

これに伴い、船舶の通航における事故やトラブルの発生、地域住民への影響、河川環境への影響など利用上の問題点が心配されます。

そこで、江戸川放水路の安全で秩序ある快適な水面利用と河川利用を図るため、地元自治会、漁業協同組合、自然保護団体、行政等により設立された「江戸川放水路水面等利用者協議会」において、河川利用者が守るべき基本的なルールを次のとおり作成しました。

ルールは、水面利用と河川敷利用の二本立てになっており、江戸川放水路を利用する全ての方は、このルールを守り、他の利用者や周辺住民に迷惑を掛けないよう安全で秩序ある利用を心掛けて下さい。

なお、本ルールは、任意のルールですので、守らないからといって直ちに罰せられるようなことはありませんが、利用者のマナーやモラルの向上が図られない場合には、河川法等の法律による規制を行う場合があります。皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

江戸川放水路水面等利用者協議会

田尻自治会、高谷自治会、河原自治会、
妙典1・2丁目自治会、市川市行徳漁業協同組合、
同遊漁船業部会、江戸川を守る会市川支部、
行徳野鳥観察舎友の会、
行徳の自然に親しむ会、市川市自然博物館、
千葉県葛南土木事務所、市川市
国土交通省江戸川河川事務所

今後、協議会では、本ルールの周知と指導を行っていきます。

※ルールについてのお問い合わせは、次の所にお問い合わせください。

市川市 水と緑の部 水循環推進課
TEL.047-334-1111 FAX. 047-712-6357

国土交通省 江戸川河川事務所 占用調整課
TEL.04-7125-7320 FAX.04-7125-0679